

## タブレットの持ち帰りに関する同意書

### 1. タブレットの貸与について

- (1) 目的：児童・生徒の学習活動や健康観察(他の目的には利用しません)
- (2) 貸与品：タブレット本体、キーボード付きカバー、タッチペン、充電ケーブル(家庭にない場合で希望する者のみ)
- (3) 使用者：児童・生徒及びその保護者(他人に利用させません)
- (4) 返却：京丹後市内の各小中学校を卒業、または転出するとき。
- (5) 充電：使用者の負担にて家庭で行います。

### 2. 個人情報の取り扱いについて

インターネット上に個人情報を掲載しない等、個人情報の取り扱いに細心の注意を払います。目的外の使用により、個人情報の漏洩等が生じたり、トラブルに巻き込まれたりした場合は、保護者が責任をもって対応します。

### 3. タブレットの故障・破損・紛失・盗難について

タブレットは大切に扱い、故障・破損・紛失・盗難があった場合は速やかに学校へ連絡します。破損・紛失等が重大な過失または故意と認められた場合、保護者が修理・交換等の費用を負担します。

### 4. タブレットの情報について

- (1) タブレットの利用については、学校及び京丹後市教育委員会の指示に従います。不正な使用が認められた場合は、学校及び京丹後市教育委員会が対象となるタブレットの操作記録を閲覧することに同意します。
- (2) タブレットの紛失・盗難時等に、京丹後市教育委員会がタブレットの位置情報を取得・確認することに同意します。
- (3) タブレット内のデータ(学習で作成した資料や写真、動画等)を、コピーしたり SNS 等のウェブサイトへアップロードしたりしません。

### 5. 家庭でのインターネット回線接続について

- (1) 家庭のインターネット回線に接続して利用する場合は、保護者が責任を持って指導・監督します。タブレットには不適切なウェブサイトの閲覧制限(フィルタリング)がかけられていますが、原則、家庭でも注意して見守りをします。
- (2) 学習履歴やタブレット内に保存したデータが、京丹後市が個別に契約したクラウドサービスに保存されることに同意します。また、クラウドサービス上のデータは、SNS 等のウェブサイトにはアップロードしません。
- (3) インターネット回線の通信料金は家庭で負担します。

### 6. その他のインターネット回線接続について

- (1) 商用サービスのフリーWi-Fi 等には接続しません。

京丹後市教育委員会から貸与されるタブレットの取り扱いについて、上記の事項及び、「京丹後市立小中学校タブレット持ち帰りに関するルール」を遵守するとともに、貸与を受けたタブレットの家庭への持ち帰り利用において生じた事故及びトラブル等については、保護者が責任を持って対処します。